

## 第47回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 平成26年3月17日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 杉妻会館3階 百合の間A

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹

土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹

農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長

入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成25年10月～12月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成26年1月分)

ウ 特殊な工法又は技術的難易度の高い工事に付する要件の見直しについて

エ 総合評価方式(工事)の一部見直しについて

オ 平成25年度下請状況実地調査結果について

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

3 閉会

## 2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

定刻となりましたので、ただいまから「第47回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。  
それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。本日は、報告事項が5件ございます。  
公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について(平成25年10月～12月分)」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料1により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。  
では次に進みます。

報告事項イ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成26年1月分)」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料2により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【齋藤委員】

2番から8番の東京電力の送電線の工事ですが、これは独占禁止法違反だったということですが、  
詳細を教えていただくことはできるでしょうか。

【入札監理課長】

こちらは、東京電力が発注しました特定架空送電工事、空中の送電工事と地中の送電工事におきまして、  
今回の資格制限対象となりました8社を含む業者が談合をして、特定の会社が有利に受注できるように  
価格調整等を行い、独占禁止法に違反し、不当な取引制限を行っていたことで、公正取引委員会から  
12月20日付けで排除措置命令と課徴金納付命令を受けたということでございます。

【伊藤委員長】

これは新聞やテレビのニュースでも報道されましたね。

【入札監理課長】

はい。

【齋藤委員】

当然民間ですから、それを受けて県の方で追う形で、民間の工事ではあるけれども入札の参加資格  
を制限した、ということになるわけですか。

【入札監理課長】

御指摘のとおり、独占禁止法違反行為ということなので、県の資格制限措置要綱では、公正取引委員会から  
排除措置命令、課徴金納付命令を受けた場合は、県外での違反であれば12ヶ月、県内での

違反行為であれば15ヶ月を標準に、資格制限を行うことになっています。県として、談合を行うような業者については、県の契約相手方として適切ではないという判断により資格制限を行ったものでございます。

【齋藤委員】

わかりました。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。無いようでしたら次に進みます。

報告事項ウ「特殊な工法又は技術的難易度の高い工事に付する要件の見直しについて」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料3により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【芳賀委員】

少し的外れた質問かもしれませんが、例えばA工事というのが、この経験があるかないかを、地方ゼネコン等に、その資格のある者が手を挙げてくださいというような形で、当然ながら入札が行われているのだと思います。ただですね、A工事の中に種別に分かれているようなものがあって、その種別の中に、例えば深礎杭といったものが含まれているような場合、そういうものについては、普通、地方ゼネコンが自らやっているのではなくて、専門工事業に依存しているのが実態かなと考えると、いわゆる地方ゼネコンがそういう体制のもとに、例えば下請にこういうところを使えばうちの会社ではできるといった、トータルマネジメントをするわけです。そうすると、そういうことについて、有りというようなことで検討されたことはあるのでしょうか。

【入札監理課主幹】

今の質問でございますが、当然、特殊な工事の場合は専門工事、トンネル等についても同じ形で、トンネル専門工事業者などに下請に出す、というようなことが行われております。今回の要件につきましては、下請に出すということも前提において、そういうマネジメントするためには、全くその工事の実績がないのでは下請に出した会社の言いなりになってしまうので、そういった下請があっても、元請として下請に実際に工事をやらせてもらうとしても、マネジメントの内容をわかっていないといけないということで要件を付す、という考え方でございます。

【芳賀委員】

私の勉強不足かどうかわかりませんが、例えば、監理技術者、1級というのを持っていて知識的にはあるが、実績がない。極端な言い方をすれば、下請をやる、共同企業体をやるということではないと実績は増えないわけですね。仮に、件数が少ないような専門工事、事例としてあまり出てこないような工事の場合には、企業数、いわゆる受け手側が、非常に少ないのではないかという気もするわけです。そうすると、やりようにもやれない。工事が少ないと、どんどんどんどん施工実績というものはないわけですから、必然的に限定された会社しか受注できないというようなことにもなるのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

【入札監理課長】

御指摘のとおり、特殊な専門工事におきましては、施工可能業者の範囲が自ずと限られてしまって競争性が確保できないことが、今回の見直しの検討に至った最初のきっかけでございます。当然のことながら、公共工事の品質確保が図られるという大前提のもとで、なおかつ競争性の確保も図るため、農林水産部、土木部の工事発注機関と協議しながら、そういった専門工事業が下請等に入ってマネジメントされる地域ゼネコンのもとで施工しているというのは、そういった地域実態と施工実態も踏ま

えまして、最大限どこまで競争性を確保するために実績要件を廃止しても工事の品質確保が図られるか、工事の品質確保に支障がないかという観点から、今回の見直しを行ったということでもあります。

基本的には、競争性の確保を図って、特に県内の地元業者で技術力のある会社がJVの構成員としての施工実績を積み上げる中で、今回は要件が削除されるものは限定的ではございますが、実績要件を廃止しても品質確保上支障がないような工事については、可能な限り地元の業者さんが応札しやすい環境作りをすることによって、大震災以降、依然として多発している応札者なしによる入札不調の軽減にもつなげていきたいとするものです。御意見にもありましたような実態を踏まえて、そもそもの検討の出発点がそこからきている事情はあると考えています。

**【藤田委員】**

資料の3の3ページ、アスベスト工事のところですが、石綿作業主任者のところが削除されておりますが、その下の欄の人は石綿作業技術も習得していると解釈してよろしいのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

石綿作業主任者というのは、工事をする上で設けなければいけないものでございますが、こちらは下請等からの確保でも差し支えないということになっております。特別管理産業廃棄物管理責任者というのは、これは元請として、その会社に管理者がいなければ、アスベスト除去工事ができないという法律上の位置付けがなされております。そういった関係で、工事を請け負ってから管理者を確保するというのではなくて、あらかじめアスベスト処理工事を請け負いたい会社で管理者を設けておくという形で対応しております。そういったことで、逆に管理者がいない会社はこちらの工事自体参加できないことになってしまうのですが、あくまでも法律上、そのような扱いになっていきますので、この部分については今までどおり残っている状況でございます。

**【入札監理課長】**

補足させていただきますと、今回、石綿作業主任者の記載を削除させていただきましたのは、下請でも石綿作業主任者を配置すれば作業可能となっておりますので、あくまでこの要件は元請事業者として参加されるものに付される要件であるという意味合いから、この記載からは石綿作業主任者を削除したということで御理解いただきたいと思っております。

**【伊藤委員長】**

他にいかがでしょうか。無いようでしたら次に進みます。

報告事項エ「総合評価方式(工事)の一部見直しについて」です。事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料4により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

**【芳賀委員】**

このような対応というのは、業界にとって非常にありがたいことかなと思います。ただ、私の感覚ですけれども、現場代理人というのは、現場の会社の社長ですよね。そういったことから考えると、現在、若手の登用というものがこういう現場代理人の中に、数的にどの程度あるのか。それはいろいろと若年者を有利にもっていくという、経験とか何かの問題と別として、実態としてどのくらい活用されているのか。仮に、制度を作っても魂入れずのような形というのを想定されることはないのかということ、これがまず一点。

それから二点目として、企業によっては技術者を育成するという意味で、技術者の補助のような形で現場において経験させているというところもありやに聞いています。そういったことに対しての具体的な対応等については、どのようにお考えになっているのか。以上二点ですね、お願いします。

**【入札監理課長】**

まず一点目の実態として、若手技術者がどのくらい現場において現場代理人として従事しているのか、ということにつきましては、若手という年齢の区切り方にもよるのですが、統計的な指標までは、残念ながら把握できませんでした。一定年数の見習い後に、主任技術者となるための資格を取得する前の段階の者に経験を積ませるために、現場代理人として配置しているような事例もある、ということも一例として聞いています。このような見直しが、今後の若手技術者の育成につながるのであれば、先ほど御説明しましたように、国・他の都道府県の運用状況を見ましても、大多数が既に評価を行っているということも踏まえまして、本県においても第一弾としての、若手技術者育成の観点からの取り組みということでございます。

二点目の技術者確保についてです。例えば国の総合評価におきましては、専任補助者というのでしょうか、若い方を補助するような専任補助者として技術者を配置した場合に加点評価する取り組みを既に行っています。一つの工事にベテランとして若手を指導する専任補助者と言われる技術者と若手の技術者、複数の技術者を一つの工事に義務的に専任として配置しなければならない、という状況が前提となって運用されているようであります。残念ながら大震災以降におきましては、宮城・岩手も含めまして、技術者の不足による応札者なしの不調が依然として多い状況を踏まえまして、本県において今、この時点において技術者の複数配置によって若手技術者を育成するような取り組み方というのは、選択肢として厳しいかなという認識のもと、今回の見直しにおきましては、現行制度の枠内での運用の一部見直しで対応できる第一弾として、現場代理人での過去の実績評価も加味することによって、必ずしも技術者を複数配置しなくても今後の若手技術者の確保・育成につながるような道筋が開かれるのであれば、4月から取り組ませていただきたいということでございます。

**【芳賀委員】**

趣旨等は十分理解しました。是非効果が上がるようお願いしたいと思います。

**【伊藤委員長】**

基本的に、ウの先ほどの特殊な技術の問題もそうですし、今の若手技術者の問題もそうですし、不調対策という側面が一定程度あるとは思いますが、不調対策、つまり入札に参加する業者をなるべく増やしたいということですね。そのことと、工事品質や安全管理というのは、トレードオフの関係の部分があります。だから、後者の部分を一定確保しながら、なるべく入札参加者を増やすような努力をしたい。今日の2つもそうです。今まで様々な取り組みがありまして、例えば、ロットサイズを大きくするであるとか、地域要件を緩和するであるとか、そういったものは言ってみれば運用の面なるべく緩和するような形でやりましょうということですね。芳賀委員がおっしゃったように、そういう様々な対策をとっていても、恐らく根本の原因がそこにあるわけではなくて、根本の原因は需要と供給の問題ですよ。今まで公共事業が少なくなり、業者さんが少なくなっているという状況で、こういう問題が起きて、圧倒的に需要が多くなりましたが、供給はすぐには増やせない。そういう問題を解消するために、運用の面なるべく参加しやすいような仕組みを、あるいは緩和をしましょうということですね。ひょっとしたら言い方が悪いですけども、靴の上から足をかいているようなもので、かゆいところには手は届いているかもしれないけれども、実はその実質的な効果はそんなにないかもしれないですよ。ですから、その辺は非常に難しい問題で、県としても色々な取り組みをされている努力は感じますが、根本的な解決策には必ずしもなっていないのではないかと感じもします。

ただ、若手技術者の問題は、長期的に考えてもこれは良いことだと思います。私は大学で就職の関係の仕事をしていますけれども、建設業に対してはあまり人気がないというのが現状です。そういうことも含めまして、なるべく若者が夢を持って入れるような、そういう業種になっていかないと、一過性の需要の問題だけではなくて、業界全体の問題として大きな問題ではないかと思っております。

**【安齋委員】**

今まで入札不調の例としてこれがよく使われましたよね、主任技術者がいないと。これは今度どうなるでしょうね。果たして、どれくらい改善されたかなのですが、逆に3分の1の15の県で今まで評価対象としていなかったということですが、主な理由はなんなのですか。

【入札監理課長】

本県もこれまで現場代理人での実績を評価していなかったというのは、やはり有資格者としての主任技術者、監理技術者と現場代理人との技術力の違いということから、行っていなかったのではないかと思います。他県に対し、具体的に行っていない理由までは確認しておりませんでした。

【安齋委員】

追従する感じなのですか。流れとしては。

【入札監理課長】

流れとしましては、若手技術者育成の観点から、どういう総合評価を行えば、若手の育成・確保につながる政策になるかという視点で、本県に限らず他の都道府県、国も本腰をいれて考えているようです。おそらく傾向としましては拡大基調になってくるのではないかと思います。具体的な動きまでは把握してございません。

【伊藤委員長】

少し無理な質問かもしれないですけど、現場代理人の実績を評価するという、その3分の2のところ、いつ頃からそういう動きがあるのかというのはわからないですよ。最近の話なのか、結構前からこういう動きがでているのかということなのですか。

【入札監理課長】

そこまでは今回確認はしておりませんでした。申し訳ありません。

【齋藤委員】

この若手ということですが、これはあくまでも年齢だけなのでしょうか。それとも、高齢の方は除かれるとしても、経験年数とか何かということでの若手という意味で、このような提供というものはないのでしょうか。

【入札監理課長】

総合評価におきまして、配置予定技術者が一定年齢未満、例えば40歳未満の若手といわれる方を配置すれば加点するというような動きにはなりません。あくまでこの考え方は、配置予定技術者として過去の実績を評価する際に、現在の主任技術者、監理技術者に限っている運用を現場代理人としての実績も加味することによって、いわゆる工業高校卒業後で主任技術者の国家資格取得前の方が、現場代理人として工事に従事した場合の実績を、その後の主任技術者の資格取得後の県発注工事における総合評価において加味することによって、そういう方々をより配置予定技術者として企業が配置したいと考えるような方向に持っていきたいというものです。具体的に何歳未満の若い方々を評価対象とする、という趣旨の見直しではございません。

【齋藤委員】

ということは、あくまでも年齢ということなのですか。

【入札監理課長】

年齢ではなくて現場代理人として、いわゆる配置予定技術者として県発注工事の総合評価で評価される方が現場代理人時代に従事したものの、例えば舗装工事、改良工事に従事したものが、今回舗装工事につきましては特殊舗装工事の実績要件は撤廃しますが、そういった現場代理人時代の同種類似工事の実績を評価し、総合評価で資格を取得する前の時代も加点されやすくなることによって、ベテランといわれる高得点になりがちの方を技術者に配置したいと考えている企業が、若い方をより積極的に活用できるような環境を作り、総合評価においても後押しをしていきたいということで、現場代理人での過去の実績も評価対象に加えるという見直しであります。

【田崎委員】

私も同じように疑問かなと思ったのは、若手という言葉が使われるので、どんなケース、どんな人が若手の対象になるのか。私としては、これを見ていて経験がそんなになくてもなり得るというのか、その辺が説明でははっきりしないのです。実務経験5年といわれているけれども、それよりも短くても、ある程度の経験を積んでいればなれると考えて良いのでしょうか。年齢ではないというお話を伺うと、経験なのかなという印象があったので、その辺をわかりやすくお願いします。

**【入札監理課長】**

お手元の資料の3ページですが、今回の見直しによりまして、若手技術者の総合評価における評価がどのように拡大されていくかという部分です。現行は、主任技術者の資格要件でも御説明しましたが、工業高校の指定学科卒業の場合は、5年の実務経験を積みば主任技術者としての資格を満たすことになります。

例えば、工業高校を卒業されたAさんの場合は、19歳から企業に就職されて、2年間見習いを行います。その後、まだ主任技術者になる資格を取得していませんので、21、22、23歳については、一定年数の見習い期間を経た後、現場代理人としてその工事の安全管理や施工管理などを経験した場合、現在は現場代理人時代の実績が評価されませんので、Aさんが主任技術者になった後の総合評価において加点対象になりません。そのため、Aさんを配置予定技術者とした応札が増えない、依然として総合評価で加点となる経験を積み上げたベテランが配置予定技術者とされ、県発注工事の入札に参加するということになっています。

見直し案を御覧いただきますと、Aさんが2年、3年の見習い期間を経た後、現場代理人として積み上げた経験が、主任技術者として5年実務経験を積んだ後の資格取得後は、総合評価で現場代理人時代の実績を評価対象として拡大することで、21歳のときの舗装工事で現場代理人の経験が、その後の舗装工事で加点対象となりますので、Aさんを配置予定技術者とした応札が現実的に発生すると想定しております。それにより、配置予定技術者で応札して、結果的に県発注工事を受注できれば、Aさんがその工事経験を主任技術者として積み上げていくことが可能になります。工業高校を卒業して5年後に主任技術者となったAさんは、県発注工事において配置予定技術者としての経験を積み上げることで、Aさんの育成につながっていくというものでございます。

**【伊藤委員長】**

結局、実態としては若手技術者の育成につながるのですが、別に年齢の問題ではなくて、40歳でこういう会社に転職をして、そこで同じことをやれば同じことが起こるわけですよ。ただ、それは考えにくいので、実態としては若手に効果がある対策です、ということですよ。

**【入札監理課長】**

そのとおりです。結論から申し上げますと、若手という表現を除いて、技術者育成の観点からのということで読み替えていただくと誤解がないかと思いますが、我々の真意としましては、やはりこういった工業高校を卒業されたAさんのような、若い有能な技術者を早期に育成して建設業界の発展と将来の公共工事の品質確保にもつなげていきたいということです。

**【伊藤委員長】**

ですから表題が、～の観点からというのがそういう意味なのですね。若手育成だけの話ではないと。

**【入札監理課長】**

はい。

**【伊藤委員長】**

そういう観点から見直しをするということで、実は若手ではなくてもこれは適用するという事です。ということでよろしいですか。

**【芳賀委員】**

いろいろと若手とかそういう年齢的なものも出ましたけれども、最近の傾向として、2級あるいは1級の国家資格の合格率が極めて低くなっているんですね。例えば、1級ですと、恐らく20%切る

くらいの合格率ですから。こういう評価もありがたいけれども、現実問題として国家資格者となると、問題は決して難しくなっていないという国交省なんかの話なのですが、何回も受けないと取れない、そのうち諦める人たちも多くなってきているなんていう現実もあります。かつて、特別研修などで経験年数10年とか20年とかあると無条件的にレポートを提出するくらいで取れたという時代もあったので、こういうことも行政的には考えていかななくてはならないのかな。それで品質確保できるかどうかという、また問題が出るかもしれませんが、ちょっと思いましたので行政で何かお考えいただければと思います。

**【伊藤委員長】**

ちょっと言い難いことですが、結局いろんな業種や企業で若者の人気というのがあって、必ずしも人気の業種ではない、そういう業種に入ってくる若者の意欲であるとか質であるとか、多分従前と比べると変わってきていると思うんですね。ただ、そんなことも一つ影響しているのではないかとはいえますけれども。

他にいかがでしょうか。無いようでしたら次に進みます。

報告事項オ「平成25年度下請状況実地調査結果について」です。事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料5により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

3ページ目の1番上の法令違反ではないにしても、115日というのは、何か特別な事情があったかどうかは把握されているのですか。

**【入札監理課長】**

先ほども経過の中で御説明しましたが、当初は資材のみを購入する予定であったものが、施工費込みの単価になったことで、資材のみの購入に対する支払いの流れで対応された結果、これだけの日数になってしまったようで、特に意図的に遅らせたということではありません。単に、資材購入に対する通常の決済ルートの中で支払い期限で、結果的にそのような日数に至ってしまったということでした。

**【伊藤委員長】**

要するに、手形か何かで決済してとかということではない。

**【入札監理課長】**

そうではなかったです。

**【伊藤委員長】**

特別な事情があったということですね。

**【芳賀委員】**

ちょっとお尋ねしますが、この元下調査をやった結果、前回の時もお尋ねしたのですが、この調査企業は土木と建築でどのようになっているのでしょうか。

**【入札監理課長】**

今回の調査対象会社につきましては、元請6社、下請14社の合計20社と御説明しました。受注工種の工種で申し上げますと、この元請6社の工種につきましては、一般土木が1件、舗装が2件、建築が2件、電気設備が1件で、工種等のバランス等も考慮して対応させていただきました。

**【芳賀委員】**

先ほどの労務賃金の問題ですけれども、5分の4くらいの企業は様子見という状況ですけれども、そのことについて企業と労務者等については、双務契約ですからとやかく言う筋はないのでしょうか。一般的に考えて、積算単価が上がるということは、当然ながら業界もそれに対応している、



あるいはより以上であったから単価は上がっているというのが実態だと思うんですね。この件について、行政としてはどのようにお考えになっているのですか。

**【建設産業室長】**

会社の支払いの単価については、民・民といいますか、県から直接こうしなさいというわけにはいかないのですが、県の労務単価が昨年4月に大幅にアップしたときに、国で単価の反映の相談を受け付ける電話窓口を設けました。そちらと県でタイアップしながら対応しているという状況がございます。実績としては、なかなか数は少ないようですが、賃金を上げてもらえないという苦情のようなものが、それなりに東北整備局の窓口にいっているという話は聞いてございます。直接、建設産業室に単価が安い状態だというような苦情は今のところきていません。元請と下請の支払いに関しては単価のアップなどにかかわらず相談がきているというところでございます。

**【芳賀委員】**

同じ建設産業の一人として、私が言うことに少し抵抗があるのですが、いわゆるよく聞く言葉の中に、建設産業のイメージアップ、あるいは建設労働者の雇用の改善に関わる法律というのがあって、こういうことをしましょう、ということが定められているわけですね。そういった中で、現在技術者をはじめ、技能職員、職人等も少ない。だから何とかしなくてはならないという政策はあるわけで、それと同時に業界団体などでもいろいろと適正な賃金を、あるいは社会保険をと、呼びかけている実態はある。しかし、結果としてついてこない、ということだと思うんですね。

そうすると、それらってどこにいったらいいのか、という問題が当然ながら一般の人からは思われるのではないかと考えるわけですね。ですから、その件について、やはり行政としても何か、ただ結果として賃金出してあげたからいいや、というだけではなく、対応する必要性というのはあるのかな。そうでないと、先ほども言ったようにイメージアップといっても、本来は企業個々の問題だと思うんですね。例えば従業員の待遇を良くした、それが口コミ等で自然と建設産業よくなる、いいよ、というようなことでもない限りは、建設業界人がこうこうやっているから社会貢献しているよとか言っても始まらない問題ではないかなと思うのです。一番、待遇的な問題があると私は思うんですね。そういった部分で行政としてあげてくれるということは、非常によろしいことだと思うのですが、同時に指導するものも進めていかないと、そのお金どこにいったらいいのかという疑われる部分も出てくるのではないだろうかと思えます。一応そんなことをお考えいただければありがたいと思えます。

**【伊藤委員長】**

春闘とベアの話とよく似ています。儲かっているのだけれども、なかなか従業員には行かない。基本的には別の問題ですよ。要するに、積算の単価を上げるということと、労使の関係で賃金をどうするかというのは基本的には別の問題ですけども、一般的にみれば、あるいは従業員労働者側からみれば、積算単価が上がっているのになぜ僕らの給料が上がらないの、というのは素朴な疑問としては当然あり得ると思えます。

ただ、入札とか建設とか土木とかそういう関係で解決すべき問題なのか、私は労働委員会というのをやっているのですが、もっと別の労働委員会とかそういう労使問題の関係で扱うべき問題なのか、少し悩ましいかなと思っているのですが、どなたか何かコメントされる方がいらっしゃったら。

今までは、そういうことに対して行政側が業者側に何らかアドバイスなり指導なりということはないかな、当然。今後もそういう予定はあまり考えておられないということなんでしょうか。

**【建設産業室長】**

先ほど委員長がおっしゃったとおり、各企業がどうするかということまで、こうしなさいというのはなかなか言えない立場でございますので直接的には言うてございませぬ。労働環境の向上ということで、先ほど芳賀委員からもございましたが、社会保険の加入促進などを勧める、建設業法を遵守

する、退職金の共済制度に入るようにといったものは、機会があるごとに声を出させていただいています。

特に、保険関係に関しましては、建設業法の許可、許可の更新の時に入っているかどうかをチェックさせていただいております。そこで入っていないければ文書の指導を行っております。なおかつ6か月以内に改善がない場合は、保険担当の部署に通告するというを実際に行っている状況でございます。

#### 【芳賀委員】

先ほど5分の4が様子見だということ、私は非常に情けない話だなと思うのです。賃金を払うべきものを、5分の4もの企業が看過している。そういうものに対して、業界団体として当然ながら対応しています。ただ、税金ということから考えたり、働く人の生活を守ることから考えたときには、行政側も決められたものを、それをピタリというわけにはなかなかいかないかもしれません。それは能力差があってより多く貰う人、少なく貰う人と当然いるわけです。けれども、その水準ぐらいいまでは持っていくんだという締め付けというものを、行政でやってもなんら私は問題ないのではないかと思うわけです。この辺は難しいでしょうけれども、まず強い指導というのがあっていいのではないかな。そうでないと自分たちが自分たちの首を、自ら企業が、産業界が、首を絞めていくということになるのではないかな。問題となっている労働者の不足の問題であるとか、それから県がいくら現場代理人について若年技術者を養成するというところで、総合評価で加点するといっても何もならないじゃないかな。そのことすら業界にいる人間が思うわけですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【伊藤委員長】

可能性としては、例えば労務単価が上がったことに対応して賃金をちゃんと上げているところは総合評価方式の中の評価ポイントにするとか、何らかの工夫は全くできないわけではないとは思ひますけれども。

#### 【総務部政策監】

制度管理している総務部サイドでも、入札不調が相当発生している中で、総務部長を交えて話をすると、賃金が相当アップしているだろう、ただ、実態を調べると上がっていない。その差額はどこにいつているのだ、という議論はあります。やはり上がっていくべきだとは思っているのです。様々な企業の方々、業界の話では、将来のリスクのためにすこし単価を高く設定しないと何年か後には、例えば1年先の工事が非常に高くなってしまうことが想定されるので、単価をもっと上げて欲しいという声があがってくるのですが、その部分には実際には労働者の方々に反映していないという実態があることは由々しき問題なのかと、単純に一公務員として非常に感じるものですから、この辺も研究していかなくてはならないと思ひております。

#### 【伊藤委員長】

非常に大きな問題だと思ひますけれども、この委員会ですぐに結論が出るような性格のものではないかもしれないです。

他に如何でしょうか。よろしいでしょうか。次に各委員の意見交換に移ります。今までのことに関連しても結構ですし、それ以外でも結構ですが、何かご意見があります委員さんいらっしゃいましたらご発言お願ひいたします。

#### 【齋藤委員】

今の件ですけれども、資材費が上がっている、労務者の賃金が上がっているといわれているのは、労務者の賃金が上がったということだけに絞りますと、上がっているところもあるわけですね。つまり、どういう所が上がっていて、どういうところが留め置きなのですか。

#### 【芳賀委員】

聞くところによると、例えば、ダンプカーの運転手というのはかなり上がっている。県内でもです。上がっているというのは、福島県がダンプカーなどを隣の県に持っていかれる、そういう部分で上がってきている。地元にいる人たちはそれに引きずられてはいるけれども、宮城県のようには上がっていないと聞きますね。それから、県産連として実態調査をしたところによりますと、鉄筋、型枠についての上がり方は、他に比べると顕著なところがあります。ただ、普通の人工さん、つまり普通作業員といわれる方、あるいは、建築のいろいろな床を張ったりする人たちについては、技能者がいないといいながら上がっていないような状態ですね。要するに、単純工と言いますか、普通作業員、軽作業員、特殊作業員については、あまり上がっていない。少しは上がっていますが、技能職種では鉄筋、型枠の上がり方はかなり大きいと思います。

**【齋藤委員】**

ということは単純作業をする作業員を抱えている会社というのは、それもやはり建設業者の一部ということになるわけなのではないでしょうか。それともそういう単純作業をする人たちはその企業体なら企業体の外になるのですか。

**【芳賀委員】**

全部が全部ではありませんけれども、地方ゼネコンという地元の業者さん、県、国、市町村から直接仕事を請け負う方については、大方が商社的なのですね。そして、それを下請にということで専門工事業に流れていくわけですが、案件によっては地方ゼネコンが受け、それをサブゼネコン的なところが受けて、専門工事業を手配する。そうすると元請が100で受けて、当然ながら現場管理費であるとか一般管理費についても、サブコンも掛かりますし、当然その下の専門工事業も掛かるということで、段階的に切られていきますよね、100のものが。

**【齋藤委員】**

そうしますと、それが、それぞれの企業体が別々だということであれば、元請下請の関係になるのか、それとも1つの企業の中であれば、それは高度な専門的な部署もあるだろうけれども、そういう単純な作業をする人も含めて一つであれば、その工事に対して単純作業をする人まで含めて、その工事に対して責任があるわけですね。そうであれば、やはりその受注の関係で、単純作業をする作業員が少なければ、やはり採用しなければいけないし、応募者がいなければ給料も当然上がりそうな気がするのですが、どこにネックがあるのですか。

**【芳賀委員】**

簡単に言えば、実態調査をするとはっきりわかることは、作業員が増えていないのですよ。例えば、専門工事業が型枠なら型枠というところをみると、型枠は若干増えている。鉄筋工なんて横並びぐらいなのですね。足りなくなったから会社が増やしているのではなく、他県であるとか、ほかの地区の比較的空いている所から持ってきている状態で、先ほどから言っているように、それをどっちにあげているわけではないから増えもしない、前年度と横並びみたいな形で専門工事業はきてしまっている。型枠なんかは少し増えていますけどね。そのような状況で、総体的には人数も変わらないし、システム的にも何ら変わってないです。元請、サブゼネコンみたいなのがあったり、直結して専門工事業にいく場合もあるけれども、それぞれが殆ど人数的には変わっていませんから、それで賃金も上がっていないという状況ですよ。ちょっと気が利いた人たちは外部に出ていくとか、宮城県に行くということも有りだと思うのですね。

**【齋藤委員】**

ということは、単価が単純作業であっても、必要に応じて単価を上げれば、逆にいうと他県からも来る可能性は高いわけですか。

**【芳賀委員】**

可能性はないとは言えないですね。ただ、今の生活からいって、皆さん御存じだと思いますけれども、遠くまで行って働く、例えば会津方部から、わざわざ浜通りまで行って働こうという人たちというの

は、極めて少なくなっている。なぜかという、いわゆる高齢化、そして少子化ということもあるわけですから、家を離れたくないという人たちが大分多いですね。ですから、労働移動がなかなか行われない、その地域の人数だけで雇える人数、また建設業に入ったからといってすぐにその作業に従事できるわけではないですね。普通作業員などでも相当の体力が必要ですし、ましてや技能職となると、相当の経験を積まなければ技能職になれませんので、あまり移動はないし、硬直化の状態にあります。

**【伊藤委員長】**

それぞれが生活をしているわけで、そう簡単に賃金が高いから移動して、ということにはならない。ただし、特殊な技能が必要であるとか、ダンプカーだとかというのは、引き抜きがあったり移動できたりするからある程度高くしておかないとすぐ逃げられちゃうかもしれない。多分そういう構造だと思えます。ということは、やはり先ほどから、どこへいっちゃったのだろうという話があるのですが、結局その部分は企業あるいは元請ゼネコンにしているということですよ。今まで構造的な不況業種で、あまり利益が上がらなかったから、この際なんとか利益が確保できるということなのかもしれない。それは建設業だけの問題ではなくて、今、経営者が非常にリスクを嫌悪する行動が多いですから、リスクを冒してまでどうこうするのではなく、なるべく将来の何かのために貯えておこう、そういう経営者の行動があることは一般的には言えると思います。

**【安齋委員】**

今の考えなのですが、実は去年から、藤田委員もですが、財務省に業界の団体がいろいろ呼ばれて、多分各業種から2人ずつ呼ばれましたよね。秋ぐらいですよ。会計士とか税理士、司法書士とか、商工会とかいろいろな団体から2人ずつ代表して来てくれと、そしてざっくりばらんな話を聞きたいと財務省に呼ばれて財務事務所に行ったんです。私は会計士協会の代表で行ったのですが、そのときちょっと話したことを、少し絡みがあるので申し上げます。

震災前、震災直前、要するに3年前。それから震災後、わかりやすく2年後のデータですか、財務省の統計データを使って説明したのですが、大きく変わったことがいくつかあります。

一つは、震災前までは倒産が非常に多かった。倒産というのは皆さん御存じだと思うんですけども、統計上の倒産というのは負債額が1千万円以上の業者が何社倒れたか、その借金がいくらかというデータですが、それが震災前は100社以上あったんですね。それが震災後、極限に減っています。3分の1から4分の1に減っています。ということは、何を言いたいかというと、建設業者の倒産が殆どなくなっているんですね。それから、震災前と震災後で大きく注目されるのは、資金量というんですけれども、要するに個人と法人の預金です。福島県の統計、明治以来こつこつ貯めた百何十年間で、福島県民が貯めた預金ですね。それが単純にいうと震災前は6兆円ちょっとです。それが震災後2年でいくらになったかという、2兆円増えているんですね。8兆円超えています。

それで少し横道にそれますが、2兆円増えたうち、どこの銀行に行ったかといいますとなんと6割が東邦銀行です。それから財務省も言ったんですけども、公金にもあるんじゃないかと。要するに予算が消化しきれないのもあるので、県とか市町村にもあるんじゃないかと逆に質問が出たのですが、それが2兆円のうちの2割、4千億円くらいしかないのですよ。それで残りはなんだろうという話になったのですが、殆ど個人預金。法人預金よりは個人預金ですね。だから、結局いろいろな賠償金などがいろいろな形で入ってですね、単純に言う、6兆円のうちの2兆円ですから、百何十年の歴史のうちの3分の1ですか。たった2年間で達成できた。ものすごい激変ですね。そして金融機関で何が起きているかという、正直言って預金はいらないくらい、余ったのがくるんですよ。預金というのは昔からいうように、預金や資金を集めて何割を貸すかという預貸率というのがありますが、普通6割とか7割、昔は8割とか9割まではいきませんが7割くらいが健全だといわれていたんですね。あとは2割ぐらいを有価証券などで運用する。実際に預貸量が5割切っています。銀行にとって貸すところがないんです。それは何かというと、建設業を含めて借金の返済かなり多いのです。ということは、建設業社で儲かっているのは、みんな借金返済に回しているんです。賃

金がアップしたかという、アップしたという話は聞かないですね、正直言って。では下請の方が上がったかという、それも聞かない。企業がせっせと今まで苦しくて倒産しそうになったものを、どんどん借金返済して内部留保とかそちらの方に回っています。今日はデータを持って来なかったのが正確なことは言えませんが、あくまでもつかみとして今日は申し上げたかったのですが、そういう形で、震災でものすごい被害を受けているはずなんです、金融統計、これは財務省で取っているデータですので、かなり正確だと思います。

ところがこちらがびっくりしたのが、こういう話をしていたら、弁護士会の方からも非常に参考になったとお世辞を言われたのですが、財務省の本庁から来た人が一生懸命メモをとっているんですね。ちょっと待ってください、私はあなた方が作っているデータで言っているんですよと言っても、作っている方がわからないんですね。あれは私は正直言ってびっくりしました。脱線しました。

これからまた離れますけれども、あと2つ申し上げますけれども、今日は土木部の次長さんいらしていますけれども、今回1年間我々やりましたが、土木の部長さん、技監さん、政策監は殆ど来られなかったですね。残念でした。今回トップの交代もあるようですので、この次のトップの方にはこの委員会を軽視することなく来るように伝えてください。

それからもう一つ、総合評価の加点とかありますけれども、いろんな処理、業者によって書き違いかミスなどがあるようですが、土木部などではそういうレクチャー、書き方、間違いの起きやすい事例などに関して、毎年研修的なものは行っているのでしょうか。個別的には加点の所ですね、例えば6対4でJVを組みましたという場合、JVの契約金額の実績をみるときに、例えば4億円のJVの契約で、4割だから1億6千万円ですね。それを契約金額に書いてしまった。チェックする方は1億6千万円に4割かけるので、この事案は1億円未満の工事だという話になってしまって、本当は実績があるのに実績に加算されない、かわいそうなケースですね。結果的には、その業者が書いたミスだったので、県の判断が間違っていたわけではないということではあるのですが、間違いやすい事例というのはいろんなケースであると思うんですよ。毎年毎年それを業界に説明はしないのでしょうか。その辺お伺いしたいのですが。

#### 【入札監理課長】

業者に直接説明指導までは行っていないのですが、御指摘いただいたような、総合評価の作成書類の中で実際に書き誤ったような事例につきましては、我々としてはデータを集めまして、実際のミスにつながりやすいようなものであれば、毎年いわゆる記載上の留意事項としてその旨を明記して、極力それを一読すれば記載誤りのないように見直しを行っているところであります。

ただいま御指摘いただいた事項につきましても、実は今回、様式や記載留意事項の記載の見直しによりまして、業者が二度と同じ過ちを起こさないように付記して注意喚起するようにいたしました。基本的にそういった事例を積み重ねて、特に誤りが見られるようなものについては二度と誤りがないように記載上の留意事項に付記するなど、見直しを行って対応させていただいているところでございます。

#### 【安齋委員】

申し上げたかったのは、問い合わせがあった現場で即答できなかったということは、現場も知らなかったのではないですか。例えば、入札監理課長なら課長のところに時間をかけて問い合わせ、やっと回答を得て業者に伝えているような状態じゃなかったのか。現場のみなさん、出先の方も知らないという感じで、私は危惧を持っているものですから、その辺をレクチャーや講義などで知らしめるべきじゃないのかなという感じです。

#### 【入札監理課長】

県で内部的にそういった業務に携わっている職員に対しては、毎年の年度変わりに実務担当者を集めた説明会を行っていますので、そういった誤りやすいような項目について注意喚起を今後も継続して行ってまいりたいと思います。

**【伊藤委員長】**

ちょっと横道の話になるのですが、安齋先生の先ほどの話に関して、東邦銀行は震災前が3兆円の資金量が4兆円以上、つまり1兆円以上増えたわけですね。そのことと、最近、福島県下は非常に高級車が増えていまして、つまり、いろんな形で賠償とかそういう形でお金は集まっているんだけど、それがちゃんとうまく投資できていない、あるいは将来に対して使えていない現状があるのは確かなようです。

私も東邦銀行の方といろいろ話をすることがあるのですが、良いこともあって、地元紙にも載ったので御存じの方も多と思うのですが、東邦銀行が10万円を保証なしで配ったのが全部戻ってきたことなどです。それは東邦銀行が良いのではなくて、福島県民が素晴らしいということです。震災があって、福島の良いことも多くあって、全国に発信もされてますけれども、こういう入札制度、公共事業も含めてスピード感が少し無いなという感じは受けます。スピード感というものも、もう少し出して、我々が言って貢献できる部分もあると思うのですけれども、行政の方もそういったスピード感というのも大事にしていきたいなという気がします。

つまり、どんなに素晴らしいことでも手遅れでは意味がないわけですので、適時タイムリーに行うことも行政の非常に重要なテーマだと思いますので、よろしくお願いします。他にありますか。

**【安齋委員】**

関連ですが、ただいま委員長が言いました震災の際の事例集ですが、東邦銀行で即座に1年以内に印刷して県、団体にも配布しています。私もいただきましたが、非常に良い本です。この本には、失敗が入っています。成功例だけではなく、その時に気が付かなかった失敗があったということを、支店長ごとに率直な意見を聞いているところを私は評価したいと思います。そして、これを何冊印刷したのかと聞いたら、すごい好評で4刷か5刷くらいだということです。外国からも評価されて英文のものはないかと言われて、ようやく英文のものも印刷して売り切れ状態だそうです。

**【齋藤委員】**

それはなんというタイトルの本ですか。

**【安齋委員】**

タイトルはちょっと忘れまして。震災にどう対応したか、その中で今の10万円は、頭取のコメントにもありましたが、おそらく何件かは戻って来ないだろう、それでもとにかく預金者のためにやろうということで、実際は支店長から要請あったので検討してとにかくやろうと、支店長の裁量で、いいと思ったことは全部やろう、責任は本部が取るという形でやったそうです。当然事故はあるだろうという覚悟をしてやったそうです。ところが最後の1件が入って、東邦銀行もびっくりしたそうです。それを北村頭取が講演会でこれは信じられなかったと何度も言ってますね。そういう意味では福島県の方は健全です。北村頭取は、あちこちから講演会に呼ばれて、同じ話を何度もしているようです。あの本は非常に好評です。図書館にはないと言うので、図書館にやらないと駄目だぞと言って、英文の方と知っている人に頼んで県立図書館へやりまして、あとは各地の図書館にもやるべきじゃないかと、お客さんだけじゃないぞとはっぱをかけたわけですけど。そのおかげで随分お金をかけたようです。

**【伊藤委員長】**

今の話は確か10月くらいの共同通信の記事を基に福島県の地元紙、地方紙20紙くらいが書かれています。新聞社によって若干ニュアンスが違うところがあるようですが、調べたらわかると思います。

他にございませんでしたら次に移ります。

それでは、その他に入ります。まず、委員の皆様からございますか。なければ事務局からお願いします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次回、第48回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤委員長】

委員の皆様から御意見ありましたらお願いします。事務局案がありましたらお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局案としては、第48回の抽出案件の審議対象期間は、平成25年4月から平成26年1月まで、テーマは「福島県版復興JV制度を適用した案件」、抽出委員は五十音順に齋藤委員、新城委員ではいかがでしょうか。

【伊藤委員長】

福島県版復興JV制度を適用した案件ですが、よろしいでしょうか。それでは、審査対象期間は平成25年4月から平成26年1月まで、抽出委員は齋藤委員と新城委員を指名します。その他事務局からございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会等の日程調整のため、皆さまのお手元に4月分、5月分及び6月分の日程確認表を配付いたしました。6月分につきましては、現在わかる範囲で結構です。御手数をおかけいたしますが、3月20日木曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

【伊藤委員長】

大体どのくらいの開催を予定していますか。

【入札監理課長】

5月の連休明け以降になると思います。年度当初は皆様お忙しいと思いますので、少し落ち着いたところでの開催がよろしいのではないかと思います。

【伊藤委員長】

事務局から他にありますか。本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上をもちまして、「第47回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。